

第 1 0 回

新地方分権構想検討委員会

【議事録】

平成 1 8 年 1 0 月 2 日

神野委員長

定刻になりましたので、ただいまから、第10回になりますが、新地方分権構想検討委員会を開催したいと思います。

本日はお忙しいところをご参集いただきまして、本当にありがとうございます。本日、池田委員、井上委員、大森委員、木村委員、北川委員、堺屋委員、坪井委員、宮脇委員におかれまして、所用につきご欠席とのことでございます。

また、前回ご案内申し上げたように、本日は委員の皆様方と一緒に自由にご議論に参加していただくという趣旨で、齋藤山形県知事、伊藤岩手県議会議長、藤田三重県議会議長、鶴岡千葉県千葉市長、国松神奈川県藤沢市議会議長、魚津富山県朝日町町長、北林大阪府能勢町議会議長、押川宮崎県綾町議会議長の8名の皆様方にご臨席いただいております。お忙しい中、本当にありがとうございます。

まず、資料の配布を確認したいと思いますのですが、資料1が皆様のお手元にごございますでしょうか。ご確認くださいませ。

それでは、事務局のほうで、前回までの議論の概要をまとめていただいておりますので、事務局から説明させていただいた後に、知事さん、市町村長さん、それから議長さんにそれぞれご発言いただいて、自由に議論を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは事務局からお願いいたします。

事務局

それでは、資料1をごらんください。中間報告以降の委員の皆様のご意見や提出資料をもとに論点を粗整理したペーパーというのを前回お配りさせていただきましたが、これに前回の委員会での内容を追加したものでございます。

アンダーラインが、今申し上げました前回からの追加でございますが、大変恐縮でございますが、時間の都合がございますので、すべてでなくて、概略をご説明させていただきます。

まず、1番の、二期改革を行う目的は何かについて明確にする必要があるのではないかというところで、自治体が国民に十分理解されていないのではないかというようなことでございます。

次の2ページで、一番上の からでございますけれども、全国一律の公共サービスはできるだけ低く抑えて、それ以上の部分は地域の創意工夫に

任せるべきということでございます。

次は、自己決定の前提として、住民がコストを実感できるようにすべき。

次は、自治体は千差万別で、まず自己決定というふうに言うが、住民にはそうした経験が乏しい。まずスタートラインを合わせていくということが必要ではないか。

次が、将来の大きな議論も必要だが、一方で、国民統合を崩して一から議論を始めるのではなくて、現実にはがんばっている自治体を励ますということも必要なのではないか。

地方の不祥事などに対して、国による統制の強化ではなくて自治の強化。

次、シャープ勧告の中でも、中央でも地方でも腐敗は起こるけれども、やはり住民が自治体に近いというところで容易に監視して、費用とサービスの関係を明確にした中で、自治の独立をすべきだというふうに書いてあるところがございます。

次の3ページの2番、二期改革で何を行うかにつきまして、真ん中のところ、二期改革の特色を出すべきだということです。

次の5ページの2番の(4)ということで、都道府県と市町村の関係というのを1つ項目を立てました。その中で、2つ目ですけれども、ドイツやイタリアのファシズム国家において苦い経験があるということを書いてあります。

次の5ページ、国の義務づけ・関与、6ページのところでございますが、政省令による関与・義務づけが増えているとか、議員立法も地方分権が念頭にないものが増えているのではないかとか、補助金の交付金化も問題ではないかといったこと。

次、住民自治のところでは、地方分権とは住民の手元に意思決定の権限を持ってくる。まちは自分たちでつくっていくと住民に思ってもらわなければならないこと。住民が徹底していないのでいけないのではないかとということ。

一番下のところは、市民のエネルギーはネット社会などかなり大きくなっているにもかかわらず、なかなか分権議論が盛り上がらないというようなことが書いてございます。

次に7ページ、公共サービスということで、7つのユニバーサルサービスがあるけれども、せいぜい警察や治安、戸籍だけでいいのではないかとといったようなことが書いてございます。

次に、8ページのところで、国民統合という視点で議論が必要なのでは

ないかといったようなこと。

あと、次は、徹底した市場原理ではなくて、離島等、いずれの自治体でも一定の自治が行えるような保障をすべきではないかといったようなこと。

自治体が今のように、公共サービスの撤退競争をやっていては住民の理解が得られないということです。

過疎地まではいかなくても、日本の普通の町でも、シャッター通りが目立っていると。問題があるのではないか。

義務教育や生活保護など、ユニバーサルサービスとして必要で、例えば美術館などが違うということではないか。

次、道州制のところでは、9ページで、道州制の議論は分権を進める観点から議論すべきと。

企画立案の権限を地方に移譲することを明確にすることなく道州制を実施することは、機関委任事務の復活につながる。

次は、東京集中というのをつけ加えまして、10ページで、東京と地方の相互理解が必要ではないかと。

東京も地方全体の問題として、財源調整問題に関与する必要がある。

次に、憲法というのを1つ立てまして、憲法改正を行うに当たっての考え方の整理が必要。

次、11ページで、第二期改革に向けて地方六団体の活動ということで、県が霞が関を向いていて、市町村でも都道府県廃止論が強くなっていると。

あと、金融市場での自由化のスピードも増しているが、きちっとした議論が必要だということ。

あと、次、六団体の活動ということでございまして、13ページ。地方全体として、地方を取り巻く状況変化を踏まえた上で、このような形で、各自治体の議会で何か批准をするような、ヨーロッパ自治憲章的なものをつくってはどうかということ。あるいは、ISOのような形で自治体を認証するようなシステムが必要と。

最後は、分権の獲得してきた成果を後退させないという観点と、新たに分権を進めるという2つの観点が必要ではないかといったようなことでございます。

以上です。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ご臨席いただいております知事、市町村長、議長の皆様方からご意見を拝聴したいと思っておりますが、大変心苦しいのですけれども、時間に限りがございますので、お1人5分程度でおまとめいただければ幸いに存じます。

それでは、まず山形県の齋藤知事からお願いできるでしょうか。よろしくお願いいたします。

齋藤山形県知事

どうも、山形県知事の齋藤弘です。今日はこの委員会にお招きいただきまして、大変ありがとうございます。

アウトプットは大変よく拝見するんですが、なかなかそのプロセス、過程に至っては、その議論を目にすることがないので、ぜひ参加させてくれと、今年の5月だったでしょうか、そんなことを言ったら、麻生会長が、どうぞどうぞということで、今日の実現に至ったのかなと思っています。大変感謝いたしております。

私からは2つ、政治の話をしようと思います。1つは、今現職が大変厳しい状況に置かれています。最近の例えば知事の選挙戦を振り返ってみてもそうでありまして、我が固有の山形県内の事情を見渡しても、現職が今落選している状況にあります。決してその人の能力が、ないしは人気がということの話をするつもりは全くありません。しかし、そうした現職が今まで強いといわれていた選挙の中で、現職が落選するということについて、住民のそうした声にまさに心事を傾けてみた場合に何が聞こえてくるのかと。これはやっぱり我々が今、マスコミもそうですけれども、盛んに競争している公共サービスの削減競争だというふうに思います。職員を何人削減した、こういうようなサービスを従来からカットした、給与をカットした、拳句の果てには退職金まで全額返還だというような動き、これを全体としてよしとしているのかどうかは別として、そういう状況にあります。

これについて、やはり住民は、改革の方向性はわかったと。わかったけれども、一体あなたは我々個々人に何をしてくれるのだということをやっぱり個別に問い始めているのではないか。そういうのが、そうした住民の声なき声として、そこに心事を傾けると聞こえてくることなのではないかと、まず思います。

それから、2点目ですが、政治の世界は特に首長らを中心として、他の首長がやっていることについてはとやかく言わないというのが、これまで

の原則的な、古典的などと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、政治の暗黙のルールでありました。お隣の県が、我々がやろうとしていることと全く逆のことをやったと。おいおい、知事さんよ、俺がやろうとしていることと全く逆のことをやらんでくれと言ったり、そういうようなことはこれまではやらない。それが政治のルールでありました。

しかし、これからは本当にそれでいいのかということ、やっぱり我々としては問わなければいけない。後で申し述べますけれども、今までのこうした政治の古典的、伝統的なルールさえも、やっぱり少し打ち破らないと、本当の地方自治というのが成り立ち得ないのではないのかと思いつつあります。

さて、今日のまさに本題である分権型の社会というのをどうやって実現していくのかということになりますが、もともとそういったそもそも論をしないと国民の理解も得られないのではないかとということが発想にあります。私も分権改革については途中から参入したほうですが、やっぱりどうしても議論の中で手戻りが多かったなという印象があります。これはやっぱりそもそも論をきちんと整理しないままに走っていったある種の咎めがあるのではないかと。

したがって、今回、次の第二期改革以降の分権改革においては、やっぱり住民の満足度、充実度を向上させるのだという点1本に絞って、そのための自己決定をする社会システムを構築するのだということをきっちりと掲げた上で物事を進めていく必要があるのではないかと思います。これこそがまさに分権型社会のビジョンそのものの目的だというふうに位置づけたいと私は思います。

その目的がある以上、手段があるわけですがけれども、この手段については、もちろん安定的な税財政基盤が地方においても確保されなければ、これは単に絵に描いた餅ということになってしまいます。したがって、ここには一種の税源移譲が地方になかなか進まないという苛立ちもあります。したがって、こうした税制も含めた税財源基盤というのを、地方にとって今申し上げたような満足度と充実度を競争、まさに文字どおりそうした前向きな競争ができるような、住民が自らが自己決定できるようなシステムをつくるために、やっぱりデザインをやり直し、再構築するということがまず求められるのではないかと思います。

そのときに、先ほど2点目で申し上げた、他の政治にはとやかく言わな

い、連携を密接にして、しかし不可侵でやったというようなルールも乗り越えて、特に都市部といわゆる地方部との利害調整の機能というのは、どうしてもこれから設けていかなければいけないのではないか。このデザインするときには、その議論がなくしては、私は立派な社会システムを構築、再構築することはできないのではないかというふうに思っています。

そういう意味で、こうした大きな議論をこの委員会でやれるということは、大変期待をしておりますし、我々としても将来を明確に示す、国民に対して示すという意味で、この神野委員会については大変期待しておりますので、ぜひ我々と一緒によろしくやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。ありがとうございました。

神野委員長

どうもありがとうございました。要領よく貴重なご意見いただきまして、感謝申し上げます。

それでは、引き続きまして、岩手県議会の議長でいらっしゃいます伊藤議長、お願いします。

伊藤岩手県議会議長

岩手県議会の伊藤と申します。こういう機会をいただきましたことを感謝申し上げたいと思います。

お手元にA4の4枚の資料をお配りさせていただいていますが、ごらんいただきたいと思います。私は、初めて市会議員に挑戦をしたときから、分権ということには大変興味を持っておりましてけれども、今地方が最も求めているのは、分権ではなくて分金ではないかというふうに思っているところでありまして、その点について3点ほどお話しさせていただきたいと思います。

4ページ目をごらんいただきたいと思います。県議会の議長に就任いたしまして、全国議長会に出席する機会を得まして、その議長会の中に、財政基盤強化対策県議会議長協議会というのがあります。これは簡単にしゃべりますと、貧乏県の集まりでありまして、財政基盤の弱い県、これを図面におろしてみたところでありまして、140年前に明治維新がなったわけでありましてけれども、それを仕掛けたのが薩長土肥で、それに最後まで抵抗したのが奥羽越列藩同盟であります。140年たった今、全くお金がないところは、その薩長土肥と奥羽越列藩同盟に戻ってしまったと。多分坂本竜馬が笑っているんだと思っておりますが、こういうことをまず1つご理

解いただきたいというふうに思います。これが現状であります。

そして、1ページ目に戻っていただきまして、これは、17、16、15年度の地方消費税交付金の配分についてでありますけれども、実は私はこの3%から5%に消費税が上がった際に、その中の1%は地方に還元するというふうに伺っていましたが、当然不交付団体である東京には入っていないということを思っておりましたが、あるとき東京都世田谷区の区立砧中学校という施設の視察をさせていただきました。これは、中学校の空き教室に保育園を設置したということで、6か月から3歳までの子どもたちと触れ合う機会を持って、その結果、今子どもが少ない時代にあって、中学生が子どもと触れ合う機会がない中で、最初は壊れ物のように思っていた子どもたちが、自らが膝を折って、視線を同じくして小さい子どもと触れ合うようになってから非常に関係がよくなったということで、そこを視察させてもらいまして、その際に世田谷区に行って、この世田谷区のいろんな状況の説明を受けたわけであります。

その中で、各区ごとに、世田谷区にも約78億の地方消費税交付金が交付されている。これはおかしいのではないかと調べてみた結果、東京23区には全部トータルで大体1,300億円ぐらいが交付されていたわけであります。東京都は不交付団体であります。23区に交付されているということからいきますと、我々道府県の議会の扱いと23区の扱いが全く一緒になっているのではないかと。つまり、国会が国の機関であって、東京都議会が中2階にあって、我々地方の県議会は、東京の区議会と一緒に扱いはないか。これはおかしいのではないかと。今議長会でこれを話題提供しているところでありまして、おかしいなという声がずいぶん増えてきていると思っております。

この東京23区を見ますと、まず国の直轄の事業が入る東京都の事業が入って、区それぞれの事業展開ができますから、事業展開をするのに3つのお金の入り口がある。ところが、我々の県は、めったにない国直轄、そして自分たちの工事しかないということで、全くこのハンディキャップは埋めがたいものがあるというふうに思っているところであります。

それから、もう1つ言わせていただきまして、実は今年でありますけれども、18年度の道路関係予算の説明を議長会の中で受けました際に、本四架橋、本州から四国にかかった3つのルートの橋であります。これは最終的には全部国のお金で補てんをしてきたようでありまして、17年度が

4,800億、そして18年度が4,500億を払って、これで全部終わると、こういう話でありました。しかし、私どもの盛岡までの東北新幹線、22年前でありますけれども、大宮と暫定開通をいたしまして、その後上野、東京とつながりまして、その後北へ延ばそうということで、盛岡から八戸、そして盛岡から秋田と、こうなった場合は、秋田、青森、岩手、それぞれ1,000億円を拠出してくれと、こういうことでありまして、今泣きながらそれを払っている状況にあります。

今回、八戸からまた青森までの新幹線、恐らくそういう手口で来るんだろうとっておりますけれども、そうなるますます北東北というのは、ハンディキャップ制度が全然ない状況に置かれておりまして、東京というシングルさんと北東北というビギナーと一緒にハンディキャップももらわずにゴルフをやっているようなもので、これは当然勝敗は決まっているわけではありますが、政治というのはつまり弱きを助け強気をくじくということにあると思っておりますが、それが現実はできていないと、こういう状況にあると思っております。

したがいまして、地方分権、大いに結構でありますけれども、むしろ分金という面から、今までのハンディキャップの面を埋めるということで、ぜひ委員の先生方にはそういう視点を当てた中で、お取り組みをいただきませんと、このままではますます地方が疲弊してしまう。空気も食べ物も人間も、ほとんど関東、関西に送り込んできたところが逆にどんどん疲弊をしているという状況にあると思っておりますので、そういう観点をお持ちいただいて、中央も地方も一緒に生きていける、そういう方向を目指していただければありがたいと、このように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

神野委員長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、三重県議会の藤田議長にお願いしたいと思っております。

藤田三重県議会議長

三重県議会議長の藤田正美でございます。本日は、分権時代のビジョンを提言するという委員会で、このような意見の発表をさせていただく機会をいただきまして、感謝を申し上げます。

早速ですが、私は今回、地方議会の立場、そして三重県議会の立場から、

2点意見を申し上げさせていただきたいと思います。

まず1点目は、住民自治と地方議会のあり方についてお話しさせていただきたいと思います。

その前に、今日お手元に配布させていただきました資料を見ていただきたいと思います。三重県議会基本条例ということでありまして、これはこの9月に三重県議会で議会基本条例の制定に向けて素案を発表した資料でございます。

地方議会は、国の議院内閣制と異なり、二元代表制でございますが、分権時代が始まる前は、官治集権の流れの中で、知事と行政の追認機関であるとも言われてまいりました。また知事与党や知事野党というような言葉を使われるようなこともございました。分権改革が進む中で、我々自らが本来の役割は何か、また議会改革をしていく上において、これから時代に対して、本当に我々が果たす役割は何かということで、自らで自らを問い直しながら、三重県議会は議会改革をしてきたところでございます。

そして、今回の議会基本条例というものを議会が制定して、先ほど申し上げたように、自ら議会が県民の皆さん方に役割と責務をお示しして、そして条例をもって、条例という効力と拘束力をもって、県民に対して役割と責務を果たしていく。それともう1つは、地方自治法と、また現行制度の改革ということで、風穴を開けていく機運を盛り上げていくためにも、今三重県は、議会基本条例の制定に向けて取り組んでいるところでございます。

この議会基本条例の考えの底流にあるものは、まさに住民自治の考えであると思っております。住民は行政サービスの受け手でありますから、よく住民を顧客ととらえて、そして行政改革を行うということがこれまで行われてまいりました。そういう側面はあるにしても、私は住民は地域の所有者である。主権者であります。住民自治という観点に立つならば、そういう所有者であるとか、そういう人の考えを持つことによって、真の住民参画とか、そういうものが生まれてくるのではないかと考えておりまして、この委員会においても、主権者という考え方に立って、中間報告をまとめられていると思っておりますので、その辺が大変重要なところであると思っております。

住民自治とは、決して先ほど申し上げたような供給側の論理ではなく、住民の思いや考え方を酌み取り、そして住民参画をしていただき、ともに

地域社会やそういうものをつくっていくことが重要だと考えております。そのときに重要になってくるのは、行政側、あるいは供給側に立つ行政より、住民の代表である議会のあり方、またそういう意識というものが本当に大切ではないかと思っております。そういう意味で、住民自治の要は地方議会であると、責任と意識を持って、地方議会に取り組んでいかなければいけないと考えております。

分権時代における地方議会のあり方、制度設計というものが非常にこれから重要になってくると考えております。しかし、一方、社会一般的には、税財源であるとか行政のあり方については議論はさせていただいていますが、地方議会のあり方であるとか権能についてどうあるべきか、どのようにしていくべきかという議論は少ないように思っております。これから住民自治という観点から、地方議会の活性化という観点からも、私はそういう地方議会のあり方、分権時代の地方議会のあり方ということを実際に議論していただかなければいけないと思っております大変危惧をしているところでございます。

そういう意味で、分権時代における住民自治と議会のあり方、そういうことを幅広く議論していただきまして、真のそういう分権ができるような、そういう思いで今日は1点目、ご意見を申し上げた次第でございます。どうかご理解をいただきたいと思います。

もう1点は、道州制についてであります。この道州制についてはいくつもの考えがあると思えます。また、憲法上の問題とも関係してくると思えます。

安倍新内閣が発足し、新憲法を5年、道州制を3年をめどに道筋をつけていくということで、国の形を大きく変える問題であると注目しております。私も三重県議会議長に就任して以来、道州制における議会のあり方について情報収集と論点整理を行い、県民と議会に情報提供をしたいと考え、取り組んでまいりました。これも国や社会一般で議論されている議論の中では、議会のあり方についてはかなり軽視されているのではないかと考えております。

例えば国の第28次の地方制度調査会においては、道州制の議論がなされましたが、その答申には、道州制では二元代表制で、首長も選挙で選ばれる。そして多選禁止ということになっております。知事と議会の関係も、現行の都道府県のあり方を基本とするというようなことになっております。

国の形も地方の形も、この道州制によって大きく変わるわけでありますから、この道州制の問題では、住民の参画であるとか議会のあり方などのグランドデザインを地方側がしっかり議論して、国に対して対応していかなければいけないと思っております。道州制が分権時代とかけ離れたものになってしまうおそれがあるのではないかと思っております。

また、相当広範囲で大規模な自治体ができることが想定されます。この道州制を考えた場合、議会がどのような役割をしていくかということをしりゃり議論して、分権時代につなげていかなければいけないのではないかと思っております。

私の個人的な意見ではございますが、州においては議院内閣制を採用するところがあってもよいし、二代表制を採用するところがあってもいいし、そういう選択可能性があってもいいと思います。そういう幅広い議論をしていくことが大事ではないかと思っております。道州制には3年で道筋といった状況の中で、道州制を議論する場合には、そういう本当に幅広い議論をしていただきまして、また道州制の議会も含めたグランドデザインについては、地方が主導権を持って展開していけるように議論していく必要があるのではないかと、地方議会の現場からの私の意見とさせていただきます。

以上でございます。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、千葉市の鶴岡市長にお願いいたします。

鶴岡千葉市長

ちょっと今までの方とは少し観点が違うことを話します。

千葉市は、平成4年4月1日に指定都市になったので、指定都市としての歴史はまだ浅いのですが、そういうことから何点か話をさせていただきます。

1つは、去年の三位一体改革の最後の年に、生活保護費をめぐる、大変な論争が十何年ぶりにまた起きました。非常なエネルギーをかけて、特に政令指定都市は先頭を切って大反対をしまして、約半年近くすごいエネルギーを使ったと思いますが、あんなむなしことはもう二度とやってもraitakくないのです。本当であれば、国と市があれだけのエネルギーをかけるのなら、今、セーフティネットで大変問題になっている、生活保護制

度そのもののあり方について、実施をしている市と制度を考える国とが、お互いに胸襟を開いて協議するのが本来の地方分権のあり方ではないかと、今でも思っております。

そのような観点からはスケールがずっと小さくなりますけれども、障害者自立支援法がこの10月から本格施行されるようになりました。障害の種類にかかわらず、身体、知的等の障害をひとつの制度に一元化したのは少し前ですが、費用負担について、これまでの応能原則から応益原則に、利用者に1割の負担を求めるということで、この10月1日からスタートしました。

少し前の新聞でも、地方公共団体の対応にはかなりの差があるということが報道されていまして。

私自身も、この問題については9月議会が開かれる前にずいぶん悩みましたが、障害者を支えるという仕事は、基本的に、生活保護と同じように国が責任を持って行うべきであると。

どの自治体においても、障害者は、同じサービスを同じ負担で受けられるようにすべきではないかと考えるものです。

それを国の制度設計が悪いというか、問題があるということで、個々の自治体が、今までの応能負担での水準にまで、障害者の負担を下げるような独自の制度を考えるというのはいかがだろうかということで、9月議会では、特に野党から集中砲火を浴びましたけれども、乗り切りました。

これも国の施策と自治体がやる施策というものをどういうふうにかえたいのかというときに、ぜひこれからの分権の時代に地方に権限をおろすということと、おろしちゃいけない仕事、あくまでも国の責任できちんと制度設計をしてもらって、それを自治体は執行段階においてきちんとやるという、そういうことをやらなくちゃいけないのではないかと、私自身は思っております。

3点目は、国と県と市町村との関係について感ずることは、私は平成6年4月に自治省から郷里の千葉市の助役に戻りました。若干バイアスがかかっていると思って気をつけて聞いていただきたいと思いますけれども、千葉市は平成4年に政令市になって、本当によかったと思います。

あれがもし政令市でなかったとしたら、ここ10年、特に最近の5～6年ぐらいの千葉県財政の惨憺たる状況の中で、大変仕事がしづらかっただろうと思います。これは今、一般の市町村が悩んでおります。県が国の補

助金に伴って、県、市がそれぞれ負担するという、制度的にはきれいに書いてあるわけですがけれども、その県負担分を県が負担できないため、現実には予算計上額が減ってくるとか、あるいは今まで県単でやっていた補助制度をバサバサ切るとか、いまだに市町村には大変な影響が続いております。

千葉市は政令市になったときに、相当県が厳しく、今までとは違うよということで、県の単独助成は、基本的には廃止するという苦しい時代がありましたけれども、そのことが結果として良かったのかなと思っております。これから県と市町村との関係を考えていくときに、市町村が基礎的自治体であるということで、基礎的自治体として自立できるような制度設計を考える際には、やはり都道府県のあり方とか、もっといえば、都道府県職員の市町村に対する意識を変革してもらおうとか、そういうことがないと、本当の意味の市町村が独立した自治体にはならないのではないかと思っております。

最後に、道州制の関係についてちょっと述べさせていただきます。首都圏では、東京都と神奈川県と埼玉県と千葉県の知事と、政令市であります横浜、川崎、さいたまと千葉の市長が入りまして、8都県市首脳会談というのを年に2回開いております。

さまざまな首都圏固有の問題を議論しようということで、ディーゼル車の排ガス規制だとかいろいろやってきましたけれども、今、率直に言いまして、この道州制については、この4都県の間非常に温度差があります。

市の方では、客観的に聞いていますが、どう考えても、4つの都県を考えてもあまりに大きな道州で、何になるのかと。その上、茨城とか山梨が一緒になったら、どのようになるのかが素朴な疑問で、また、この首都圏だけを除いて道州をつくることを考えるとそれには意味があるのだろうか。それから、東京都を除いて、道州をつくるというのは意味があるのだろうか、私なりに考えておりますが、いまだに結論を出せません。

ぜひこの委員会で道州制を議論するときに、首都圏の問題は避けて通れないと思っておりますけれども、私自身は残念ながらいまだに解決策が見つからないということを申し述べまして、終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、藤沢市議会の国松議長にお願いいたします。

国松藤沢市議会議長

市議会議長会の会長の国松でございます。安倍新内閣に大いなる期待と一抹の不安を抱きながら発言をさせていただきます。

これまでの三位一体の改革については、3兆円の税源移譲が実現したと
はいうものの、地方が求めた多くの国庫補助負担金の廃止は見送られ、国
庫補助負担率を引き下げる手法が用いられるなど、地方の自由度の拡大と
いう点では不十分なものでありました。ただ、まず税源移譲を実現し、改
革の道筋をつけるという観点から合意をした経緯があります。

したがって、分権改革はようやく緒についたばかりであり、今後さらなる改革の推進が必要だと考えております。

その一方で、骨太の方針2006などの策定過程においては、国の財政再建
の見地から、地方交付税総額削減の議論がされている状況に強い危惧を抱
いております。また、新政権においては、分権推進という連立協定はある
ものの、その内容については極めて不明確な状況でございます。

こうしたことから、分権に対する論議が尻切れトンボになる懸念があり、
新政権が発足した現時点において、地方六団体として、地方分権の推進に
ついて強くアピールしていく必要があると感じております。

そこで、今改めて分権改革推進のさらなる御旗を立てる必要があります
が、最終報告書の取りまとめに当たっては、着実な分権改革の推進が図れ
るような内容とすべきであると思っております。

例えば、新政権は、地方分権についてまず道州制を念頭に置いているよ
うでございますが、道州制を前面に掲げることによって、これまでの分権
に対する論議の流れが置き去りにされるおそれがあり、むしろ分権改革の
流れを逆行させることにもなりかねません。

こうしたことから、最終報告書においては、地方分権の将来ビジョンを
描くことも重要でありますけれども、あわせて現下の分権推進を取り巻く
厳しい状況に鑑みて、地方分権を実現していくため、具体的な着実な道筋
を示していただけないかと考えている次第でございます。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、朝日町の魚津町長をお願いいたします。

魚津朝日町長

端的に申し上げまして、私どもの町は合併ができませんでした。1市3町の8万7,000人の夢を見たのでありますが、多分に漏れず、新市の名前と事務所の位置で壊れまして、当分の間自立で行きます。

その中で自治体病院を抱えておりまして、市と私どもの病院との間隔が25キロあるわけでありまして、そんな中で粛々と建設いたしまして、昨年11月からオープンしておりますが、多分に漏れず、医療制度の改革で先行き不透明な時期であります。

そういう中で、私どもは自立の中で、まずとてつもないことを考えまして、最終的には断念したことをお話しさせていただきたいと思っております。

高齢化率につきましては4.5人に1人でございますので、粛々とやっております。少子化対策につきましては、私どもは児童手当につきましては、関連条文の第6条とか第8条を読みましたら、現金で払わなくてはならないという文言が実はないというふうに解釈いたしました。県とも若干話したわけでありまして、私どもはその途中から県にはご相談しませんでした。

そんなことで、過去に地域振興券というのが国で発行されたことを真似いたしまして、すこやか応援券というものを考えました。

そんな中で、私どもの児童手当につきましては、18年度予算でいきますと7,200万であります。そのうちの3分の1が朝日町でございます、2,400万。これと所得制限があるわけですね。子どもというのは、お金を持っているからつくる、つukらないというものではないと。そんなことで、これはわずかでございますが、年額6万円、そして子どもをお産みになれる若い母親の方に10万円の出生報奨金ぐらいな気持ちでお渡しするというので、粛々とやっておりました。ですが、実際やろうと思いましたら、厚生労働省から電話がございまして、こういうものまで創ってがんばっていたんですが、まかりならんと。現金で発行するのが原則であると。しかしながら、最終的にはこれを押し通すことはしなくて、最初は少しトラブルがあったわけでありまして、二期目からは従来の児童手当と一緒に銀行に振り込んでおります。

そのときに町民にお詫びをしなくちゃいけませんので、3分の1は出しているぞと、こういうことを言いましたら、やはりいろんなご意見を賜ったところでありまして。合併しない町として、今、自治振興会をそれぞれの

町内会の母体としてつくっていただきまして、その中で自立していただきたい。とりあえずその地域地域におきましては、歴史とか文化とかあるだろうと。昭和29年8月1日に1町6か村を合併して朝日町になったわけがあります。

そういう思いの中で、こういうことにつきましても、若干柔らかくしていただければというふうに思って考えたのは、断念せざるを得なかったという失敗作をここではお話しさせていただくわけではありますが、それはなぜかといいますと、やはり地方におきましても、大型資本を持っておられる方が店舗展開されてくるんですね。そんなことで、多分に漏れず、中心市街地の商店街はシャッター通りになりました。

そういう中で、少なくとも9,000万余のお金が朝日町で、町の事業者の方で動かしていただきたいという思いであったわけではありますが、これがだめになったということでもあります。しかしながら、先ほど申し上げましたように、所得制限にかかっておられる方、それから子どもをお産みになる方、そして町職員から全部協力して約900万、今お金が動いているわけです。そういう1つの例を申し上げました。

それと、1つは、常々思っているんですが、病院のことで思いついたのではありませんが、最終的に私どもの町に応募してくる職員がいるんですが、応募を複数かけているんですね。しかし、私どもの町の給料と市の給料と違うわけです。私どもは8級で、近いところは9級制でございますので、その実質計算して、私どもになかなか人が来ない場面があったわけがあります。

そんなことで、中央のほうには、市町村と書いてあるんですね。市町村。やはり市の皆さん方は一生懸命がんばっておられるかもしれませんが、町村もそれなりに一生懸命がんばっていると思うんです。そんなことで、給料体系につきましても、病院だけ9級制にしようと思ったんですね。過去に私ども富山県で9級制にされた町があるんです。ずいぶん昔ではありますが、すぐ県知事に呼び込まれまして、実際まだ9級制は実行されていない。そういう問題があるわけでございますので、やはり地方に住む私どもとすれば、今後とも住民の皆さんのご意見を聞いてという考え方をずっと持っていきたいと思っておりますし、合併のときにも住民投票をやったんですね。それが実は、私は議会制民主主義を少し破壊する気があるのではないかという危惧をいたしました。約6割強の方が合併しなさいということ

で望んだんですが、実際できなかつた町であります。

それで、富山県は26町村あったんですが、今5町村であります。そんなところで、一生懸命がんばっている小さな自治体もあるということだけ、一生懸命どこかでしゃべりたいなという熱意だけは持っておりますので、ご理解いただければ幸いです。

ありがとうございました。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、能勢町議会の北林議長、お願いいたします。

北林能勢町議会議長

まずもって、このような場で町村議長会としての意見を述べさせていただくという機会を与えていただきまして、まことにありがとうございます。私どもの町の能勢町という町のことをちょっと事前にご説明させていただきたいと思います。

能勢町という町、皆さん方、一番わかりやすく伝えるのは、ダイオキシンで有名になった町でございまして、これが平成9年から9年経ちまして、そのときからも大変な苦勞をした町でございまして、皆さん方のご記憶にある町であろうなと思っております。

大阪府の中で、10町村あるわけでございますけれども、何か大阪府と言いますと、都市化といえますか、そういった町、村を連想されるかもしれませんが、私どもの町は、兵庫県、京都府に挟まれました山の中でございまして、面積は98平方キロありますが、平地部分というのはもう田畑も含めて20%しかないという、言ってみれば、全国的に言いますと、本当に村といえますか、そういった場所でございます。

それで、町の現状でございますけれども、これはちょっと説明したほうが、新しい地方分権構想についての意見を述べやすいと思いますので、申し上げますと、非常にインフラ整備が遅れている。そして、下水道の整備もしなければならぬ町ですけれども、それをやろうとしますと財政負担になる。そして、今言われております財政再建団体に陥るといふ、そういう危機を持った町でございます。こういう町は、何か資料を見ますと、大阪府の中でも町村の中にもございます。非常に財政的に非常に苦しくなっている、大阪府の中でも町村があるということをもまず認識していただきたいというふうに思っております。

それで、私どもの町では、財政再建に向けて、財政再建プログラム等を作成しまして、具体的には保育料の値上げでありますとか保育所の統合、あるいは議員定数、それぞれ歳出削減に向け取り組んできましたけれども、本当に先ほど申しましたようなインフラ整備、あるいは国の地方交付税のカット等によりまして、行財政改革も本当に限界に近づいてきているというように思います。

それで、私はこの地方分権につままして、それなりの考え方を持っておりますけれども、全体的な考え方としまして、まずこの検討委員会の中間報告や地方六団体の要望書を見させていただきまして、地方分権改革推進法の考え方については、総論としては本当に賛成するところでございます。

ただ、先ほどから申し上げました私どもの町と大阪府の中にも、あるいは全国の町村の中には、本当にこの改革をすることによってどのようなメリットがあるのかということをやっとわかりにくいなと、そういうものを整理していかなければならないのではないかとというように思ったりもしております。

さきの三位一体の改革で、我が町にしましても、普通交付税と補助金は減りましたけれども、本当に税源移譲はどうなったかということになりますと、これは差し引きしますとマイナスになっているわけでございまして、特に税の徴収等につまましては、非常に窓口に住民税が増えたというようなことの苦情が集まっているような現状であります。

そういったことからしましても、この地方分権について町村、特に財政的基盤の弱い自治体にとってこういったメリットがあるのかということは、やはりはっきりしていかなければならないのではないかとというように思ったりもしております。大阪府におきましても、事務の移譲に取り組んでいるわけでございまして、それがどういう今結果を招いているかといいますと、各市町村にとりましては、人員削減をしている中で、府からいろんな仕事を移譲されても、人間が減っている、そしてその裏づけとなる財政的な面がないので非常に苦労されているというように聞いております。

特に我が町ですと、職員数が非常に少ないところから、事務をいろいろこなしていかなければならない。専門的な知見を持っている職員が少ないというのが現状でございます。そういった中で職務をこなしていく中で、地方あるいはその町に仕事だけに移されても大変困るというような面もあるということも現実でございますので、そういったことも申し述べておき

たいというふうに思っております。

いずれにしても、この地方分権につきましては、これはもう推進していかなければならないということは、議会はもとより、町村長さんもそういうふうにおっしゃっております。ただ、先ほどから申し上げておりますように、小さな町、大阪府の中でも財政的基盤の弱い、非常にちょっとした風の吹き回しで本当に転んでしまうというような町もありますので、そういった町についての配慮を願えば大変うれしく思う次第でございます。こういった意見を述べさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

神野委員長

どうもありがとうございました。

それでは、最後になりましたけれども、綾町議会の押川議長、お願いいたします。

押川綾町議会議長

九州宮崎県の綾町というところなんですけれども、先ほど岩手県のほうで、貧乏な県がということで落とさせていただきましたが、九州8県で7つも貧乏な県なのかなとびっくりしているところなんです、さらにその中でも我が宮崎県はかなりその部類の筆頭ではないかというふうに考えているところでございます。

話としては、我が町のこと、あるいは宮崎県のことについてお話しさせていただきたいと思うのでございますが、まずは合併のことですけれども、合併、合併ということで我々が真剣に取り組んでいた中で、ある村におきましては、どうしても合併ができないんだと。隣の町に、隣の村に行くのに1時間、2時間山越えしていかなければならないと。本当、1万人を切るような小さな村、あるいはもう2,000~3,000人しかいないような小さな村でどこも合併しようもない。どうしようかと考えたときには、職員の数を減らそう、議員の定数を減らそう、そういった中で、今回13人いたのが8名になったんだと。村民に伺いを立てたら、3人でいいのではないかと。そういうことを言われたんだと。これでどうしたら村営がなされるんだろうかということを大変苦慮と申しますか、悩んでおられる議長さんもいらっしゃいました。

そのときに私申し上げたんですけれども、それはもう村民と議会をやったらどうかと。いわゆる村民がみんな総会をやって、出席の中でいろんな

ことを決めていったらと。そういうことができるんだろうかと言われたので、できるのではないのでしょうかという話もさせていただいたんですが、そういった具合に、小さいところは本当に小さいんです。

今、ずっとお話を聞いておりますと、皆さん我々から見ると雲の上のような話をされているところが多々あるんですけども、本当に我が町にいたしましても、今お話が能勢町のほうでありましたけれども、町の面積の80%は山なんです。そういった山で、どうして町政をなしていくか。逆に言いましたら、その山を利用しようではないかということで、うちが生まれたのが、自然と共生できる豊かなまちづくり、文化都市づくりをやりとう。いわゆる照葉樹林というものを基調にしたまちづくりをやりとうではないかということで、取り組んでおります。

その中で生まれたのが、平成5年ですか、環境にやさしい農業ということで国が打ち出しましたけれども、うちは昭和50年代にそれに組み込みまして、60年代にはもう条例化をいたしております。そういったことで、特色あるまちづくり、村づくりに取り組んでいるんですけども、地方自治にしましても、いわゆる区長制ではなくて、公民館長制を取っております。公民館長が自ら地区民にお願いして、800円なり1,000円なり集めまして、その中で公民館の経営をしているんですが、それが自治ではないだろうかというふうに、我々は思っております。

だから、合併につきましても、今回町民からそういったことは1つも上がってきませんで、逆に申しますと、他の町村、あるいは県内の町村から、綾町だけはどうあっても合併しないだろうと、合併できないだろうと、やっていること自体からして合併できないだろうと言われた町でございます。全国的に名前がはせております矢祭町は、自分たちで手を上げて合併しないと言われたそうですが、我々はよそから合併しないだろうと言われた町なものですから、どうしても合併ができなくなりまして、現在大変苦慮いたしております。

今回、議員定数も、来年の統一選挙におきましては、14名を10名にする。長期計画的には、現在90名を超える職員がいるんですけども、これを80名にしよう。そういったことで、将来に向かっての行政改革あるいは財政改革に向かって努力はいたしておりますけれども、これにつきましても恐らく限度があるのではないだろうか。歴史的に見ますと、75年という町制施行の歴史がございます。7,500でちょっとおかしいんですけども、

当時としては1万人を超える人口がいたんですけれども、だんだん少なくなりまして、過疎になりまして、どうしても1万を超えることが最近でなくて、だんだん減って7,500という数字になっておりますが、この中で我々がどうやって生き残ったらいいのかというのが大変な事態に今直面しているのが実情でございます。

宮崎県におきましては、新幹線もない、高速道路もない、そういった状況の中で、大きな災害、台風銀座と言われる中で、いろんな災害を受けております。農産物の災害、あるいは道路の災害、山の災害、そういったことで、やっぱり今岩手県と言われるように、やはり貧乏な県なのかな、貧乏な町なのかなというふうに実感いたしているところでございます。

そういった、もっともっと小さい村、あると思います。そういったことも大いに考慮に入れて、この委員会が考慮していただくと、大変ありがたいというふうに思っております。

よろしく願います。

神野委員長

どうもありがとうございました。

知事、市町村長、議長の皆様方から、地方の実態を踏まえてご意見をいただいたところでございます。

榊原委員、願います。

榊原委員

今、お話を伺っていて、地方分権というのは大変難しいんだと改めて感じたんですけれども、まず1つ、山形県知事から、現職が負け始めたというお話で、これはサービスの削減競争によるんだというふうにおっしゃいましたけれども、私は必ずしもそう思いません。福島県の事例とか岐阜県の事例とか見てみますと、首長さんの権限が強すぎると。強すぎて、しかもオール与党体制の中で多選をされていると。大統領型のところというのは大体みんな任期があって、10年以上の任期のところは普通ありません。ところが、知事とか市長というのは10年以上というのは軒並みあるわけですから、これに対して住民が、権限が強すぎて長くやりすぎているというふうに思ったとしても、決して不思議ではないと思います。

次々そういう事例が出てきているわけですね。今の福島県なんかまさにそうですし、岐阜県もそうです。大変立派な方なんです、1人1人は。ただ、それは長く権力を持っていれば腐敗するということの典型でございま

して、これは私はやっぱり現職が負けるというのは結構なことだというふうに思っております。つまり、毎年変わっては困るんですけども、少なくとも4年あるわけですから、4年ごとに変わるというのは、民主主義の原則から言って決しておかしい話ではない。ましてや8年後に変わるというのはごく当たり前のことでございますが、ここはやっぱり地方分権を考える上で、我々そういうことも率直に議論しなければいけないのではないかと、首長の権限が強すぎるのではないかと、あるいは強くてもいいけれども、多選が多すぎるのではないかとすることは、きちっと議論すべきことだろうというふうに思います。

恐らく世の中の流れは今そういうところに来ていますから、地方分権に対してかなり批判的なというか、逆風が今吹いていると。何か知らないけれども、分権したらみんな腐敗するのではないかと。本当に競争入札は行われているのかと。談合は本当に行われていないのかと。地方に行けば行くほど談合が多いのではないかと。こういう少なくとも感覚を多くの国民が持ち始めているというのは事実でございますから、これに対してどう対応するかということは、私は非常に大事なことだというふうに、1つ思います。

それから、もう1つ、お話を伺っていて非常に難しいなと思いましたが、分権の話と格差の是正、あるいは過疎対策というのは全然別の話でございます。これを分けて考えないと、つまり格差の是正をするためには、中央からお金を持っていかなければいけないんですね。あるいは他からお金を持っていかなければいけない。財政的に補助をしなければいけない。財政的に補助をして、なおかつ分権するというのは、これは矛盾する話でございますから、そこをどうするんだという。分権はしろと、財政的補助はするという話は、これは通らないと思うんですね。

ですから、基本的に分権する必要はあるんだけど、分権ができないところがあると。自立できないところがある。自立できないところはどうするんだということを別途考えないといけない。

それからもう1つは、もちろん民間ですね。東京に集中しているのをどうするんだということをまた別途、民間セクターがそういうところに集中しているんだということを別途考えなければいけないんですけども、分権と格差の是正、両方やれというのは、これは無理な話ですね。理念的に相反するわけですね。

ですから、分権なくて、今までのような護送船団方式で、国のトウフを平等ということで作るなら、それは1つの考え方ですし、分権するなら、当然のことながら格差は増えるわけですね。ですけれども、それを増やしちゃいけないということであれば、一体どういうふうにするんだということで、これ2つの問題を分けて考えないと。

格差の是正って大変な問題だとわかります。過疎問題というのは大変な問題だというのは、私よくわかります。よくわかりますから、その問題と分権の問題を若干分けて、どういうふうにするんだということをやらないと、これ議論が非常に論理的に不明確になってしまいますね。結局地方に金よこせというだけの話になってしまうと。これはもう国民受けませんですね。地方にともかく金よこせという話になってしまうと、これは分権でも何でもないじゃないかと、権限争いじゃないかということになりますから、そのところを理念的に整理する必要があるなど。過疎対策、あるいは格差是正の問題というのは、大変深刻な問題ですから、これと分権の問題というのは分けて考えるという発想がぼくは必要だと思いますね。

どうしても分権すれば財政的な責任とか、あるいは地方債の発行の自由化とか、そういうことをやらざるを得ないわけですから、そうすると地方債の発行を自由化すれば、当然格差が増えると。ですから、むしろ貧乏な県ほど余計金払わなければいけないという話になってしまうわけですから、これどうするんですかという話ですね。

ですから、そういう問題と分権の話というのを分けて考えないと、本当にすっきりしないですよ。どうやってすっきりさせるかというのをこういところでやっぱりやらなければいけないという気がするわけです。

ですから、理念的に言うと、分権ということは大体多くの人が賛成するわけですが、現実問題として分権という話になると、その理念とまた全然違う話になってきちゃう。だから、その辺の整理がやっぱりできていない。私を含めてできていないんだと思う。つまり、過疎に対してどうするのかというのは、これは国がやるしかないじゃないですか。国がやるんだしたら、分権という話ではないですよ、基本的に。ある程度金出せば、それはある程度口も出しますよね。ですから、その辺の話をやっぱり混同してはいけないような気がするんです。

神野委員長

最初の問題について。

齋藤山形県知事

さっきの私の冒頭の発言は、榊原委員がご指摘の点はもちろん踏まえながらの発言だということをご理解いただければと思います。十分その辺は承知しております。

神野委員長

今までの議論をまとめた論点がお手元にいつているかと。先ほどご説明したとおりでございますが、これに委員のほうから補足するようなものを少しアドバイスいただけるとありがたいのですが。

榊原委員

一応読ませていただいて、議論の経過も読ませていただいたんですけども、国と地方の仕事をきちっと区分けするということが大事だということは、これは皆さん何度も言われたんですけども、それと同時に、県と市町村の仕事の区分けというのをどういうふうにするのかということも明確にする必要がある。

それから、もう1つ、民間にできるところは民間にと言うんですけども、地方自治体が公的セクターとして担わなければならないものは何かということを明確にさせるべきだと思うんですね。全部民間に出せるわけではないし、NPOに全部やらせることができるわけでもないですから、地方自治体が担わなければならない公共サービスというのは何なんだということを非常に明確にさせる必要がある。

ともすれば、国レベルの議論はみんな民間に任せればいいのか、公務員を削減すればいいという議論になってしまいますけれども、もちろんそういう部分もあるでしょうけれども、やっぱりどうしても公的セクターが担わなければいけない仕事というのは、国はまた別ですよ。国は全体の外交とか、警察とか、そういう話ですけども、それとは別に、地方自治体が担わなければいけないサービスというのは何なんだと。福祉のうちのどこなんだというような話ですね。教育のうちのどこなんだというようなことで、それを私ははっきりさせないと、これも議論が混乱すると思うんですね。何となくムードでみんな分権、あるいは民間というようなことを言っている部分があるんですけども、一体どこまで、例えば教育について市町村がどこまでやるんだということを、国との区分けプラス民間との区分けというようなことではっきりさせる必要があるというふうに思っています。

神野委員長

あといかがでございますか。

小幡委員。

小幡委員

5分ということで、非常に急がせてしまいましたのに、いろいろご意見いただきましてありがとうございました。

地方自治体といいましても、さまざまな規模で、また、県であったり市であったり町であったりというところで、それぞれ問題点を抱えていらっしゃるということがよくわかりました。

何点か申し上げたいのですが。

まず、県議会議長さんからご発言がございましたように、これからは条例でしっかりやっていかなければいけないというところで、議会機能を活性化していく必要があるというお話がございましたけれども、私もまさにそれには賛成でございますが、これは質問としてお伺いしたいのですが、条例については、ほぼ知事部局のほうで条例案をおつくりになっていて、議会はそれについて審議するという機能がほとんどだと思うのですけれども、議会自身で条例案を策定するというようなことは、実際になされているのか、どの程度なされているのかということをお伺いできればと思いました。

それから、今榊原委員のおっしゃったことにかかわりますが、多少私はまた違う意見を持っているのでございますが、朝日町長さんのご発言の中にございましたように、例えば何か町で新しい取り組みをなさろうとしても、その町がやることになっているサービス、まさに公共サービスについてやり方を工夫しようとしてもできないと。それは中央のほうからのいろいろな決め事があってできないということかと思えます。そのように、やはりなんとか自分の町に合ったことをやろうと思っているのに、足かせになっているところはやはりあると思ひまして、やはり分権というのは、そういうことがないように、もう少し自分なりの創意工夫も含めてやることを可能にするというのが分権としてあるのではないかと思います。その部分というのは必ずしも先ほどからの話と別に矛盾するわけではなくて、例えば過疎のところでもその可能性はあってよいと思うのですね。

榊原委員

それで自分なりのことをやったときに、責任がとれないわけですね。そ

れで財政的に失敗すれば、財政的な責任を取らなければいけないということに伴いますから、そこら辺はそれで創意工夫をもってやって成功されるところと失敗されるところができます。そういう意味で格差が広がる可能性はあるわけですね。

小幡委員

だからといって、分権しなくてよいという話になってしまうのか……

榊原委員

分権をするなど言っているのではないんです。分権はしなければいけないです。

小幡委員

そうですね。ですから、分権といっても、何をもってとらえるかと、いろいろな場面がございますけれども、今まさにそういうご意見のところに出てきた話などというのは、やはり今後、国のほうで一括法などが考えられているようですので、どの程度そのあたりのことをやられるかというのはわからないのですけれども、いずれにしてもそういう話の分権は必要ではないかというのが感想でした。

神野委員長

最初の条例制定に関してはよろしいですか。

藤田議長。

藤田三重県議会議長

条例制定は平成12年以降で今回の素案を入れて12本。

今の特別委員会なんかでも、むしろそのテーマによっては、むしろ行政の情報から議論せずに、現場へ出向いて、そして議員同士がまず討議して、政策の方向性を示して、行政と対峙すると。そういう討議型の議会を目指しております。相当そういう条例をつくる時には、議員同士の討議が必要になってきますので、そのことが新しい発見になったり、そういうことによって、住民自治というか県民の参加、そういうところに対して我々が現場に行って、そういう意見を聞き取ると。そういう今機運が盛り上がってきております。

魚津朝日町長

実は、私は今6選目なんですよ。来年、初老を迎えますが、実は多選というのは、実は多選です。

そこで、実はいろんな、富山県もそうだったんですが、いろんな話を聞

いて、多選というものはどんなものかなという考え方の中で、実はある意味で、例えば1期5年にするとか、そして2期以上するなとか、これも1つの方法かなと。例えば、私になったときに、前の町長さんが総合計画をつくられた中の、ご存じだと思いますが、今日言って明日実現することは1つもないんですね。積み重ねの中でいかれるわけです。そうしたときに、前の町長さんの仕事を早く終えてしまえば、私がまちづくりできると。まちづくりしたくて町長になった。

そんなことで、例えば6年2期とか、方法はあると思うんです。しかし今こんなところで言うと大変おしかりを受けるかもしれませんが、日本の人口が減っているんですよ。だけれども、東京に来ると、どんどんクレーンが立っていますよね。それから、議員会館の横にもクレーンが立っていたんですね。聞きましたら、そこに仮公舎を造って、今のところを壊して新しく建てて、その仮公舎を壊すとか。こういうのは田舎から見ますとずいぶん減らしたほうがいいんじゃないかなとか、300と180とか、1人当たり1億2,000万とか聞きますと、ずいぶん思ったりするわけです。それは違ったところで議論されるわけですが、そう思ったりしております。

ただ、私の言いたかったのは、小さな町というのは、いろんなことを考えているんですね。私になったころはまだ都道府県の皆さん方はご理解あったと思うんですよ。ご相談に行ったら、町のために何かしてやろうという熱意ある人たちが結構いたと思うんです。今の若い職員たちは、相談に行ったら、通達を持ってきて読んでいて、これはもうだめだと、もうこんなことですよ。そんなことを考えますと、地方分権というのはなかなか難しいなと思うんですよ。ただ一律にやるというのは。

先ほど、綾町のお話もされましたように、うちも227.41平方キロメートルあるんですが、80%が山であります。不在者地主であります。それから、富山県というのは、高校進学率が全国1位、2位ですよ。みんな大学へ行くんです。それで、残された老人は、田畑を守るために一生懸命がんばっていて、手足が動かなくなったら特別養護老人ホームに入ると。そんなことで、中央でがんばっている人はたくさんいるんです、私の同級生も。それから、親を預かっているんだから、町に寄附せいと。毎日、毎月、給料いっぱいもらっているんだから。

そんなことで、やはりそういう部分も、先ほどお話があったように、ずいぶん東京都と区は豊かなところだと思いますので、そういうところから

地方に、私どもの町から大学へ行って卒業してがんばっている人数に合わせて返していただくとか、何かそういう奇策みたいなことを考えられることはできないかと思ったりしております。

勝手に言いました。いろんなことを考えているということだけ知っていただけでも幸いかと考えております。

北林能勢町議会議長

榊原先生、私も専門的な勉強不足で、要するに私どもの過疎に近いような町が分権によって、非常に格差が広がるというようなことがあったら困ると思って、私先ほどそういう発言させていただいたんですけれども、先生は分権と格差、過疎の問題は別の問題だというふうにおっしゃったんですけれども、それを、そのことをどういった形で、地方議会などで説明するかということが非常に難しいと思うんです。それが一体となつてこそ、初めて地方議会あるいは町村議会等において、理解が得られますけれども、それを一体に説明しないと、いくら分権と格差は別のことで、格差の是正については別の施策でやっていったらいいというような説明では、ちょっとにくいのではないかなと思うんですが、先生、どのようなお考えですか。

榊原委員

要するに分権をすれば恐らく過疎地はますます過疎化する可能性があるわけですね。現実にもう見られているからおわかりになるので。ですから、過疎の問題はきちっと、分権とは別に国がきちっと施策を出せということだと思っただけですね、これは。これは分権で解決する問題ではありませんから。むしろ分権では逆の方向に行く可能性があるんで、もちろん競争力のある自治体、千葉市とか政令指定都市とか、そういうところはいいと思うけれども、それで救われなところというのは絶対あるわけですから、それに対しては分権ではなくて、違う形で、特別対策なんか出して、それで金つくるという話じゃないですか。あるいは、要するに先ほど言いましたように、東京からお金を戻せとか、まじめな話、あるいは人が戻ってくる時に国がお金出せとか、そういう話だと思うので、私は過疎の問題と分権の問題を一緒にやるというのは、理念的にとっても無理だし、現実的問題としても無理だと思うんですね。別問題として、地方から要求なさるといふことではないでしょうか。

北林能勢町議会議長

結局、三位一体の改革で、小さな町も、かなりのところで、結局地方交付税も含めて、歳入をカットされたような形、そういうようにみんな理解しているわけですね。今回、また地方分権というような形を推進することによって、またこれ何か地方の負担が増えるのではないかというようなことでは、やはり議会で説明がしにくいと、私そういうふうに思うので、先生がおっしゃることはよくわかるんですけども、それ一体と何かなるような形をこの委員会でも検討することはないかもしれませんけれども、やっていかないと、なかなか地方が、そうですかというふうに言いにくいんじゃない。特に、我々町村というようなところは財政規模も非常に小さい。先ほど、先生おっしゃるように、過疎とってもらったらいいいんですけども、町に対する施策というものを、何回も言いますけれども、一体としての考え方を示していく必要があるのではないかというふうに思います。

赤崎委員

私も市長を何年やったかは申し上げませんが、だいぶ長くやった1人でございまして、今日知事さん以下、議長の皆さんからのお話を聞いて、この中で私が一番身につまされて、本当にお話を聞いたものの1人だろうと思います。

これまでの地方分権というのを振り返ってみると、どうしてもやっぱり国と地方という二極化の問題としてとらえられてきた。そのことが、いわゆる地方の、特に基礎的自治体である市町村から見ると、大変苦痛になって現れてきた、あるいはまたマイナスとして現れてきた。私は、この前、少し言葉が過ぎましたけれども、地方はそっぽを向いてきたのではないかと、そういうことを申し上げたわけです。

今日は、いみじくもそういうお話をお聞きしました。やはり今回、これから行われる第二期の分権においては、これまで国と地方というところで、ある意味ではとまってきた、あるいはそこに集中的な論議なりあるいは施策が集中してきたものを、地方には都道府県があり、そして一方では市町村があると。その関係をどうするか。とりわけ市町村は、まさに千差万別でございまして。政令都市から、私のところの三島村は300名ぐらいの村、離島の村でございまして。もう1つの十島村というところは700名ぐらいの村でございましてけれども、そういうところに至るまで、まさに千差万別。そして、おっしゃるように、地方分権のメリット、デメリット論だけで行

くと、非常に大きなこの格差も現れてきている。

今回の分権で、委員の皆さんもお気づきだと思いますし、また今日の皆さん方からもご指摘いただきましたけれども、それをどこまでもっと掘り下げて、国と地方というものを、地方においては都道府県と市町村、市町村の中でもたくさんの形態がある、そういう中にできるだけ当てはまっていくような、いわば最大公約数というものをどこまで下げて議論して、分権というものが進められていくかということが、非常に私は地方から見ると大きな関心であり、そしてまたそれによって、地方の皆さんの評価というものも分かれてくるであろうと、そういうふうに考えているところでございます。

ぜひひとつ、今おっしゃったような形で、できるだけそういう方向で、今回の地方分権というものは進めていかなければいけないと思っております。

そこで、1つ話に出ましたけれども、皆さんのところで、お話に出ましたように、8割が山林ですと、7割が山林ですと、利用できていないところが8割ですという、そういうところほど過疎化が進み、財政が苦しいと。それはやはり、山林には町村としても、山林を守るために、相応の経費をかけて、山林を災害から守る、あるいは山林の災害を防いで国土を守るといふ仕事をしながら、一方でははね返りとしての、山林からの税金というものがほとんどゼロに等しい。そういうことが過疎周辺町村の大きな悩みであり、実態だと思っておりますね。

ところが、考えてみると、山林ほど国策に、日本の将来に大きな力を及ぼしているものはないのではないかと。もし日本から山林がなくなれば、私は日本の産業というものは成り立たないのではないかと。温暖化にしても、全部山林の力が大きな力になっているわけで、今榊原先生がおっしゃったように、何か今分権か中央依存かという考え方じゃなくて、そういうものを地方の役割から国策として切り離して、国策として考えていくと。そういうものが地方に、私はたくさんあるだろうと思っておりますね。今までやってきた。

私はある財界の人と、前の地方分権改革推進会議で議論したときに、あなた方の経営というのはいまもうかることをやればいい経営だと。ところが市町村は、もうからないことをやるのが市町村の経営だと。しかも、もうからない仕事ほど大事なものがあるんですということを申し上げたことがあ

りましたけれども、そういう意味で、何か今国か地方か、分権か国依存かという分け方ではなくて、そういう方面からの分け方といいますか、役割分担といいますか、あるいは責任の持ち方といいますか、そういうものをこの際、今日せっかく榊原先生から1つのご提言をいただきましたので、これを機会に今後考えていく必要もあるのではないかと、そういう感じを今日持ちました。

榊原委員

森林のことで、私昔林野特会というのを担当したんですけれども、むしろ林野は特会ではいけないんですね。一般会計から出さなければいけないんですね。ですから、森林というものは、国が一般会計できちっと出さないと、おっしゃるように、森林の保持というのは、国にとって非常に重要な問題なんですね。それを特会にしちゃって、金にならなきゃやっちゃいけないよという原則にしちゃっているわけですね。それ自身が、ぼくは非常におかしいと思うんですよ。

ですから、やっぱりそういう主張を地方から出すと。つまり、あれはもう特会ではなくて、一般会計から出すべきものだ。そういう意見の人ずいぶんいるんですね。ずいぶんいるんですけれども、大きな財政削減の流れの中でそういうふうになっちゃっているんですけれども、まさに森林とか水とか、そういうことの価値みたいなことを、今環境ということをおっしゃるということは、非常にインパクトがあると思うんです。

魚津朝日町長

地方にいと、山を守っているんですが、今とんでもない被害を受けているんです。人口より有害鳥獣、プラス、カモシカとハクビシンとか、そういうのに困っているんです。今ハクビシンが増えています。それは、しっぽでつながって、両手で食べるんですね。ぶどうなんかでも、つながって手足が動くものですから、上手に食べるらしいんです。これが問題です。カラスが増えていますし。

実は、私が町長になったときに、交付税と特別交付税というのがよくわかりませんで、勉強させていただいたんですが、交付税のマニュアル本があるんですね。それを一度、うちの若い職員に、そのとおりやってみると。朝日町にどれくらい地方税が来るか。それと現実来ているのと乖離しているんですね。それから、年々地方交付税の全体枠が減っていくわけですか

ら、そのマニュアル本というのは過去のものだと思っていたんですね。

そこで、実は最近、少子化対策も含めてですが、ずいぶん国から通達が来るんですよ。例えば、5歳までのはしかを無料にせよとか。今の若い人たちは、国が、町が面倒を見てくれる。こんな雰囲気が強くなってきているのではないかと思いますね。

そんなことで、今新型交付税の人口と面積というのは、私はものすごく危惧しているんですね。そこにやっぱり何かメリハリのついたものが必要ではないかと思っていますし、それからマスメディアの影響ですね。今、義務教育費の給食費を払わない。これが現実うちの町にもあるんですよ。本当に苦しいのかといたら、苦しくないんです。いい車に乗っているんです。それで、家へ行ったらハイビジョンのテレビがあるんです。けれども、給食費を払わない。

逆に言うと、法律の裏側を眺めているような気がしますよね。だから、逆に言うと、義務教育費だから当然面倒見ると。俺は払わないんだから、うちの子どもに給食を食べさせるなど。そういう裏腹があるんですね。

そんなことで、実は小さな町でございますが、多分に漏れず、大都会の悩みを抱えておりますので、ぜひとも新型交付税につきまして、英知を絞っていただきますように、心から願って終わります。

鶴岡千葉市長

1つだけいいですか。実は私、今度ここへ急遽出るということで、第二期地方分権改革なんていう議論が進んでいること自体がちょっとショックだった。というのは、地方の現場では、まだ一期の分が全て実施されてはいないので。だれがこういうことを言い出して、何を目的にやっているかというのが全然わからない。

今、日本の国で、国も県も市町村も、行政側が必死になってやらなければならないことは、高齢化の中で、いかに過疎の町村であろうと老人を守るのかとか、少子化の中で、いかに子育て支援策をみんなが知恵を出していくのかとか、そういう大きな国の変わり目に来ている中で、第二期地方分権というのは一体何をねらって、何のためにやるのか。それが本当に地域住民、市民、国民のプラスになるのかというのが、このペーパーを読んでもよくわからないので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

山下委員

いろいろご意見を承っていて、なかなかぴしっとした知恵を出すのが大変なご意見を拝聴して、非常に責任を感じるところでございますけれども、今、千葉の市長さんが、何で二期分権云々とおっしゃいましたが、一期とか二期とか、どういうふうに整理するか自体が、まだ実はこの構想委員会でもいろんな議論があり得るといような議論をしているわけでありましてけれども、どう区分するにせよ、一期でやったはずのつもりの2000年あたりの大きな改革というものは、地方側から見たら、少なくとも税財源という面では、正直何も手がついていなかったわけですし、それをやるつもりで取り組んでいただいたんだらうと我々期待していた三位一体の改革というの、まことに地方から見れば、何これ？という結末になっているわけですね。

したがって、これから先のことをいろいろ言うのもそうですけれども、やはり地方から見れば、どれを一期と、どんなふうに区切るかは人によっていろんな言い方はおありなのかもしれませんけれども、あれだけ国会の決議から始まって、みんなで力を絞り、知恵を絞ってやったことが、まだまだ一期と称するものも未完である。それで、それなのに、何か日本の国の行政の仕組みが変わったかのように国民が思って、何も変わっていないじゃないかと、この地方分権って何なのというようなことになったのでは、これはやっぱりちょっとおかしい。

それで、やはりあの1990年代の地方分権へ向けての、やっていかなくちやいかんという、あれが実はそのとおりできていないという、これ自体を何とかしなくちやいかん。それやるだけでも、少なくとも二期というのはいるんだらうと思うんですね。だから、そこらのことは、どう区切ってどう認識するかというのは、人によって組み立てはいろいろあるとは思いますが、私はぜひやっていかなきゃならん事柄だと思います。

それから、いろんなご議論がありましたので、これから小委員会などでも含めて、知恵を何とか出していかないといかんというふうな気がして、拝聴しておりましたけれども、1つ、私お聞きしていてそうだなと思いましたが、私自身明治大学でございますから、神田駿河台で学生を相手に仕事をさせていただいているわけですが、私なんかやっております話は、どっちかというところと地方自治みたいな話ですから、授業を取ってくる学生もゼミの学生も、実は東京の学生は非常に少ないわけでございます、東京

都市圏でもこの近郊のところから来ている学生たちであり、大変に遠いところから来ている学生もいるわけです。

簡単に言いますと、私の給料はそういう人たちの親御さんがご負担になるお金で私は支えられているわけでありまして、その私の給料から差引かれる源泉徴収の所得税はどこに行っているかということ、東京の神田税務署へ我が明治大学からまとめて納めていると、こういうパターンでございますから、そういうお互いにこの国の中で東京に住み、働いている人間も、幸い私などは、おかげさまでそういう支えられ方の中で仕事ができる立場でありますので、大変にありがたいと思っているのでございますけれども、それをまた子どもさんをそういうところに送り出していただいて、またその子が何とか自分たちを支えてくれるだろうと思っていらっしゃる親御さんがまたいらっしゃるわけですね、それぞれ皆さんのところに。そうした人間同士の、一緒に暮らして支え合っているという、この国のこの仕組みというのは、ぼくは大変に素晴らしい仕組みだと思っておりますし、それはいろいろ欧米ではとよくおっしゃる方おられますけれども、私イギリスとフランスぐらいしか知りませんが、ああいった国々と比べて、やはり大事にしていくべき日本の国の社会のいいところなんだろうと思っておりますので、そういう政治的な共同体をみんなで維持していくという基盤、これは何とかして、行政、政治の仕組みの中できちんと確保してつくっていかなくちゃいけないし、これまでぶち壊して原理的に市場でというふうな話にしていいとは決して思えないわけなんです。

ただ、こんなふうに、私はおかげさまでそういうふうに感じておりますけれども、東京で一生懸命稼いでいる人たちというのは、どこまでそういうことをお感じになっているか、正直心配なところが多いわけで、昔と比べると、つまり地方から地方の教育を受けて、東京の大学を出て、そして東京で活躍、あるいは世界で活躍している、このパターンがだいぶ減ってきているのかもしれないので、そういう稼ぎ頭をやっている人たちに、自分たちの仕事の支えって何なんだろうということをやっぱりもっと知ってもらう方法が何かないものかというのがいつも感じることで、ぜひ地方のそれぞれの地域でリーダーとして活躍していらっしゃる首長さん、議長さん、皆さん方にも、何かそういう面でのメッセージの発し方ですね。

先ほど森林みたいな話というのは非常にピンと来るんだろうと思うんですね。東京で、ここがおいしい水を飲んでいるわけですがけれども、この水

というのは、東京で井戸を掘って取っているわけではないはずでございますから、ですからそういった、あるいは電気だって、この間事故がありましたけれども、東海村のほうの原子力発電所から送られてくるのがいっぺん途中で切れれば何もなくなってしまうと、こういう状態というのをもっとやはり、それでも地方の人たちは東京を支えているんだよということ、やはり東京の人たちにわかってもらうというための何か、あまりけんかにならない物の言い方というのを組み立てられないものかなというのが、ちょっとお聞きして改めて感じている次第でございます。何かいいお知恵があれば承りたいと思います。

小西委員

今日は来ていたという証拠だけのことを申し上げるだけなんです、榊原委員のおっしゃった分権改革と再分配というのは切り離してというところで、非常に触発されたんですけれども、我々ここ集まっているのは分権改革の議論をするために集まっているわけですけれども、分権改革は国と地方の役割の議論なんですね。

ところが、一方、都市と農村という言い方がありまして、これは所得再分配、利害の問題なんですね。国と地方というのと、都市と農村というのは全然違う議論のはずなんです、どうも最近、都市と地方という言い方がありまして、2～3年前の学界のシンポジウムが都市と地方になっていまして、何だこれとは。こんなのはお話にならないと思ったことが、経験があるんですけれども、国と地方を議論しているつもりが、つまり役割分担を議論しているつもりが、いつの間にか都市と農村の利害対立で、しかも都市のほうにウエートを持っていこうという議論に、ずっと議論の流れが変わっていくというのが、特に小泉内閣の中で起きてきたことだと思います。つまり、国と地方と都市と農村でごちゃごちゃになって、都市と地方になってしまって、分権改革をしているつもりが農村いじめをしていると。そういうことが、今ずっとおっしゃったご議論の中で、分権改革はいいけれども、これ以上地方がづらい目にあわされるのは困るというご意見が非常にそこで率直に出てきており、私もそのご意見は実態をきちんと反映した、そこが実態だと思います。ですから、我々やっぱり都市と地方の議論にしてしまっただけではいけないと思います。

ただ、都市と地方の議論になぜなるのかということ、やっぱり小さな政府論が頭を抑えているからなんですよ。小さな政府論をノーと言わないと、

分権改革はやっぱり都市と地方になってしまうというところがあって、そこから辺が我々の報告書の1つの味の見せどころで、何か放っておくと、やっぱり安倍内閣でも分権改革の議論をやっているようで、都市と地方の議論をやりそうな気がするというのは、私も同感でございます。そういうことを含めて、我々これ着地点をよく考えなければいけないというふうに思いました。以上です。

青山委員

千葉の市長さんが言われる、そういう問題提起は非常に重要なことだと思います。ショッキングな問題提起ですけれども、そういう問題提起から目をそらしてはいけないんだというふうに改めて思います。

結局、地方分権改革は非常に難しいところがあると思うんですが、何のためにこんなことをするのかということ常を常に考えて、皆さん政治家ですので、いつもそういうふうに有権者の方たちと話していると思うんですけれども、この委員会ではいろんな議論があって、必ずしもまとまっているわけではないですが、基本的には自分たちの町のことは自分たちで決めるという政治改革ですよね。今は人に決められているからぶつぶつ言っているわけですよね。自分たちのことは自分たちで決めるということですよね。

しかも、これはただ単に、それだけだと、アメリカ的な分権のように思えますけれども、やっぱりどの町でも、自分たちのことは自分たちで決められるような自治体にしていくというふうにまた考えれば、横に連帯していく制度設計にしても、連帯をしていくことなんだろうと思うんですよね。鹿児島県の十島村も三島村も、宮崎県の綾町も、たぶん稚内市も。だから、それはつまり、そのことは、税と地方交付税という一般財源がきちんとその町に必要な分だけ確保されていくということだというふうに思うわけですよね。

地方交付税が特に小さな町村を中心に、段階補正が切られましたから、非常に苦しくなっているのはそうだろうなと思います。実額として。ただ、そこで、結局だからと言って、みんながばらばらに中央政府に対してこういうものを地方交付税に入れてくれとか、こういうものをやってくれというふうにしたら、また元と同じですよね。そうでなくて、やっぱり自分たちの町は自分たちで決めるし、しかも日本中、1つでも多くの市町村が自分たちの町は自分たちで決められるようにするための財政調整制度を、地方側が横に連帯して制度設計していくほうが先なのではないか。そ

ういうふうになってほしいなというふうに思うんですね。

みんなが、常に隣の町はライバルでしたよね、十数年くらい前までは。この補助金を自分たちがもらえなかったら、他の町に補助金を持っていかれるんだから、この事業がいいかどうかは別にしてとにかくもらっておこうというのが、首長さんや多くの議会の皆さんたちのやっぱり偽らざる発想だったと思うし、我々はそういうのを見てきたこともありますけれども、もうそういうことではなくて、横にみんなが、そういう意味で、そういう制度設計を連帯していくということなのではないかと思います。

榊原先生の言われる問題提起も、非常にいろいろ考え込まれました。ただし、ちょっと私はまだ同意しきれていないのは、これは神野先生のご専門なので、生半可なことを言っただけではいけないですが、聞きかじっているあれでいけば、日本の地方分権改革は進もうと思ったときに、常に都市と農村の利害が対立してきて、その対立に中央政府が手を突っ込んで止められてきたということもあると思うんですね。例えば大正時代の両税移譲運動、あのときはやはり都市部の市と農村の利害が対立して、それをそこに税源移譲ではなくて、交付金を創設というようなやり方で来たという歴史があると思うので、やはりこの都市と農村の問題というのは、違いというのは、歴史的に失敗した重みもあることも考えつつ、ちょっと無理するかもしれないけれども、やっぱりそのためにそうでない、ちゃんと制度設計をみんなで横に連帯してやるということではないかと思います。

確かに、東京に来て、汐留だとか品川だとかのビル群を見ると、これは一体何なのかと思いますよね。私も遠くに出張して東京へ帰ってくる時、あれを見ると何だろうなと思います。だけれども、経済成長というのは、成長していれば何でもみんなが豊かになっているわけではないですよね。例えば、端的な話、治安が悪くなるから、そのための監視カメラをつけていく。そういうビジネスがどんどん増えていく。これも経済成長の中に入るんですよ。そんなものは、人々の暮らしやすさが悪くなってきたのを一生懸命カバーするためにいろんなビジネスが生まれてくるから経済成長があるという部分だってあるわけだから、やっぱりその見かけの成長ではなくて、我々が一番重視しなければいけないのは暮らしやすさとか住みやすさだと思うので、そういうことも踏まえて、ぶつぶつ言わずに、私は希望ですけれども、やっぱり同じ土俵とテーブルの中で、東京問題を逃げずに、東京の人たちと、それから例えば宮崎県の綾町の人たちと、お互いにお互

いの事情を分かり合いながら、どういう制度設計がいいのか。特に財政調整制度等をしてもらえるような、そういうふうになってほしいなと思うんですよね。

そのまま総務省に持ち込んでも、全く今までと同じことになっちゃいますよね。極力やっぱりいろんな知恵を借りて、地方がきちんと連帯できるような制度設計をするときなのではないかというふうに思います。

齋藤山形県知事

今までの議論を踏まえながらご発言させていただきたいと思いますが、これからの地方のあり方というのは、住民も行政も含めて、やっぱりないものねだりというのから、あるもの探しということに変わらざるを得ないし、変わってきているんだらうと思います。地方のよさというのを見直しながら、心の豊かさみたいなのを探り当てようとしている、それぞれの地域起こしの努力などというのは、そうしたあり方というのを問うているのではないかと。今までですと、道路が足りない、橋がかかっていないということばかりだったと。公共事業が削減されたものはけしからんと、こういう話ばかりだったわけですが、人間の生き方に照らし合わせてみると、やっぱり今青山委員がおっしゃったように、そればかりじゃないだろうと。やっぱりあるもの探しというのをやっていく必要がこれからの地方には求められているのではないかと。

翻って、行政側からそのあるもの探し、ないものねだりからあるもの探しへの転換というところを見ると、やっぱりこれは管理ではなくて、国から言われたことを確実に執行する管理ということだけではなくて、やっぱり知恵を出して、知恵が生きるような仕組みであって、それは経営であると。管理からやっぱり経営という姿に変わっていく必要があるんだらうなというふうに思います。

したがって、そこでは先ほど冒頭の発言でも申し述べさせていただいたように、公共サービスの削減競争であってはいかんであって、やっぱり公共サービスの提供競争だということをやったり我々ができるような姿になっていくべきだらうと思います。

したがって、山形県としては、こういうのを県の中で少し具体的にやろうということで、1,400項目強を洗い出しまして、この1,400項目をメニューとして市町村へ権限移譲できるメニューリストをつくりました。今これを議会で提案し、議論していただいているんですが、この中から、各市町

村が選択できる、選択したいと思うようなものを選んでいただき、権限移譲を行っていくと、こういう具体に行こうとしています。当然ここには何だと、それこそがまさに市町村間で格差を生む典型じゃないかと、こう言う人もいます。しかし、我々はそうではなくて、やっぱりこの分権型、国から地方へといったときの地方というのは県ではなくて市町村、基礎的自治体なはずなんですね。だから、そこをやっぱり踏まえてやらなければいけないと思ってやり始めているというところであります。

それから、もう1つ、そういう自由裁量がきく、まさに自己決定の世界に導いていくときに、やっぱりこれは財政、金融というのは抜いて語れないというふうに思います。交付税そのものがまさに所得の再分配機能そのものを具現化したものですから、この制度設計というのは、今申し上げたようなことに合ったような制度設計にしていく必要があるんだろうなと思います。

そこで、2番目に申し上げた政治の世界は、相互不可侵であったはずであると、こういうふうに申し上げたのは、もう少し端的に申し上げると、今までもご議論にあったように、やっぱり東京都だと思うんですね、はっきり言って。都市部と、それからその他というふうに申し上げてもいいと思います。小西委員から、その議論にならないようにというお話がありました。私はむしろごちゃごちゃな議論にならないように、きちんと整理をしながらその議論を正面からやるべきだと思います。そうしない限りは、私どもの地方としては、やっぱりこの再分配機能というのは具体的にできていかないというふうに思います。

先ほど山下委員からご指摘にあった、人、水の資源とか、いろんな供給源が地方にある。人材というのはすごいんですね。3割の人材が都市部に出てきています。そのうち6割が戻ってきません。3×6=18で、2割の人が戻ってこない。10人のうち3人が東京に出て行って大学に学び、そのうち2人は戻ってこないというのが典型であります。

したがって、例えば、これは前にも申し上げましたが、東京都政、鈴木都知事、高橋副知事、このお二方とも山形県出身であったりしまして、昔、例えばそんなことがあったりしまして、有意な人材を地方としては送り出してきていると。これをなかなか交付税に反映せよというのは難しいかもしれませんが、やっぱりそういうことも念頭に置きながら、やっぱり都市部と地方というのは区別しながらもしっかり議論しないといけないという

ふうに思っています。

最後に、ここは多分、私も発言のチャンスはこれまでだと思いますが、先ほど申し上げた財政金融の話というのもしっかり議論しなきゃいけないというふうに申し上げた中で、今破綻法制とか再建法制の議論が大いに出ています。しかし、これはよくよく考えてみないといけないと思っています。民間で言う破綻というのは、まさにその破綻を経て再建があるわけでしょうけれども、国では例えば90年代、まさに直近まで起きていた金融機関の破綻というのは、あれは破綻ではない。資本は毀損しましたが、債権債務は毀損されなかったわけであります。国も長銀、日債銀だけで8兆円近くのキャッシュを投入してようやくシステムリスクを防いだと、そういう姿になっているわけですので、少なくとも準公的な金融の中では、事実上の破綻というのはなかったんです。

地方公共団体はどうかというと、最近の報道では、総務省のほうでは、債務調整というのは行わないと。当面行わないのか、行わないのか、ちょっとその辺ははっきりしませんが、行わないんだとすると、これは破綻でも何でもないということになります。

したがって、これから議論をしていくときに、まず、一体地方公共団体の姿というのをこれからどう扱って、破綻というのはやっぱりあり得るんだと。アメリカのような制度にするんだというのであれば、そのような制度設計をしなければいけませんし、再建計画と云って、キャッシュフローが描けないような今の制度では、とてもアメリカのチャプター9のような法制度にはなり得ないはずですし、その辺の議論は、やっぱりまずは地方公共団体の再建というのとは何か、破綻というのとは何かということを経験した上でやるということなんだと思います。

そういう意味では、破綻法制というのは大変おこがましい名前ですし、ましてや再建法制なんて、破綻を前提とした法制度も、これも大変おこがましい名前だと思います。健全化法制とか何か、そんなものになるのではないのでしょうか。

ちょっと最後は端折ってしまいましたが、またいろいろ議論があると思います。

神野委員長

そろそろ時間でございますので、今齋藤知事にまとめていただいたような感じになっておりますので、私のほうからも少し、齋藤知事の今のお言

葉で尽きているのですが、地方分権、ここでも二期改革を進めようということを行っているのは、地方分権の目的は、知事の言葉を使えば、住民の満足度を高めるということであり、国民の満足度を高めるということであり、そのためには住民が身近なところで自己決定権を持っているということが重要だということに進めようというふうにしております。

分権の旗を振った者としての責任から言えば、今のお話で、さまざまな過疎と申しますか、非常に人口密度の少ないところの財政規模が落ちていくというお話ですが、幸か不幸か、不幸だと思いますが、分権を進めるといふ力と、ここで三位一体の改革などもそうですが、地方の財政規模、小西委員の言葉を使えば大きな政府か小さな政府かで、地方の財政規模を財政、特に国の財政再建みたいに縮小していこうという力が大きく働いているわけですね。

その中で分権が進められていって、分権のほうは地方自治体が自分の裁量で自由に自己決定できるような財源をつくり出そうとしているだけなのですが、私は豊かなところなども比例税率に住民税をするということを提案して移譲しましたので、豊かな住民の多い財政規模も縮小しているわけですね。交付税が5兆円、この3年間で減らされ、補助金の改革が4兆円で、税源移譲が3兆円ですから、当然貧しいところも減らされていく。したがって、日本全体で地方財政の規模が豊かなところでも貧しいところでも縮小されているのだと思います。減らされている中で自由に使うものがわずかばかりながら増えているという現状になっているから、分権そのものが財政規模の圧縮であるという論理になるのかもしれませんが、分権のほうはそうではないというふうに思っております。

分権を進めると格差が拡大するということが直結するかどうかというのは、私は疑問なのですが、分権を進めると、逆に例えば格差も狭まっている国を見てみると、そこでの思想は、自立すると、自立すれば自立するほど連帯しあうんだという思想があるということがポイントですね。格差が広がったときに、同じように努力をしているのに、なぜ豊かな人がいるのだと申して、豊かな人をおろせという反応をするのか、同じように努力をしているのに、なぜ自分より貧しいところがあるのだというふうに義憤するのかという差かもしれませんが、分権を進めると同時に、自立するがゆえに連帯するという原則のもとに、ロビンフット税と言われているような財政調整を自ら強化するとか、地方債の発行についても、地方自治体が貧

しいところであっても、ちゃんと共同で発行できるように共同出資して会社をつくって発行しあうというような国があるということを参考にしながら、私どもはこの前に出しました中間報告は、そういう自立していけば自立していくほど連帯しあうんだということのもとに、交付税の共有税化とか共同発行をしていくような仕組みをつくっていくというようなことを提案してきたということでございます。

時間がもう既にオーバーをいたしておりますので、本日はこの辺で終了させていただきたいと思いますが、委員の皆様から特に何かございますか。

伊藤岩手県議会議長

当然理解をしているつもりなのですが、ただ1つ、我々地方というのは、長良川の鵜飼の鵜になってはいけないというふうに思っておりますので、一生懸命稼いで税金を中央にとられますが、それをちゃんと還元をしてもらいたいと、こういうことでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

神野委員長

事務局のほうから、次回以降の日程その他をお願いします。

事務局

今回は、10月13日金曜日に、1時から開催させていただきまして、今回と同じように、引き続き知事さん、市町村長さん、議長さん方と一緒にディスカッションをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

神野委員長

それでは、今ご案内がありましたように、今回は10月13日金曜日の1時から、第11回の委員会を開催して、引き続き知事、市町村長、それから議長の皆様方をお招きしながらフリーディスカッションをしていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は以上をもちましてこの委員会を終了させていただきます。お忙しい中ご臨席いただきました知事、市町村長、議長の皆様方については心から御礼を申し上げます。長時間にわたって委員の皆様方もご議論をしていただきましたことに感謝いたします。どうもありがとうございました。

以 上